

平成30年8月31日

筑後市長 西田 正治 様

地方独立行政法人筑後市立病院評価委員会
委員長職務代理者 丑山 優

意見書

地方独立行政法人筑後市立病院に係る第3期中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく地方独立行政法人筑後市立病院評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第25条第1項に基づく地方独立行政法人筑後市立病院に係る第3期中期目標については、下記の理由により、別添のとおりとすることが適切である。

（理由）

地方独立行政法人筑後市立病院に係る、第3期中期目標（案）の策定にあたっては、地方独立行政法人筑後市立病院評価委員会において審議を行ってきたところであり、別添の「地方独立行政法人筑後市立病院第3期中期目標（案）」は、これまでの審議において各委員から出された意見についても適切に反映されたものとなっている。

なお、審議過程において、特に下記の意見があったことを申し添える。

- 1 市と法人との共通認識のもとで、目標の設定を行うことが必要である。
- 2 公的医療機関としての役割を担い、中期目標の達成に向け、市と法人とが十分に連携を図り取り組むことが必要である。